

魚沼学園・魚沼更生園給食業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、魚沼学園・魚沼更生園給食業務の委託先の選定に当たり、プロポーザルの実施方法、必要な事項を定めるものである。

事業者の選定に当たっては、経営の理念、人材の確保、従事者教育、従事者の技術力・意欲に応じた適正な人件費、地元食材を活かした調理及び業務遂行能力等を総合的に審査する公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行う。

2 魚沼学園・魚沼更生園の概要

魚沼学園・魚沼更生園は、魚沼地域の7つの市と町が共同で知的障害児者の入所施設を運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく一部事務組合を設立し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に規定されている知的障害児の福祉型障害児入所施設及び知的障害者の指定障害者支援施設を運営している。

- ・所在地：魚沼市十日町1403番地1
- ・敷地面積：19,908 m²
- ・建築面積：3,654 m²（厨房等面積：153 m²、食堂面積：125 m²）
- ・給食日数：通年/朝・昼・夕
- ・平成30年10月1日現在入所者数：56名（魚沼学園16名、魚沼更生園40名）
入所定員は魚沼学園20名、魚沼更生園40名

3 給食業務委託契約期間及び業務委託期間

公募型プロポーザル方式に基づき受託者を決定し、準備期間を平成31年3月31日までとし、この間の委託料は発生しないものとする。契約期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とし、地方自治法第234条の3に定める長期継続契約とする。

4 業務等の内容

「魚沼学園・魚沼更生園給食業務委託に係る仕様書」のとおり。

5 見積限度額

63,000千円以内（消費税及び地方消費税は含まない。）とする。

また、業務委託料の支払いは、1月につき契約金額を36で除した金額とし、毎月の業務実施内容を確認した上で翌月に支払う。

なお、長期継続契約であるため、契約の日の属する年度の翌年以降の予算において委託料の減額又は削減があった場合は契約を変更又は解除する。

6 プロポーザルに参加する者に求められる資格要件

本プロポーザルに参加表明・提案書を提出する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 新潟県内に事業所（本社、本店、支店、営業所等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県税及び市町村税の納税義務を有するものにあつては、当該税の未納がない者であること。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (9) 新潟県内の障害者関係施設又は高齢者関係施設において、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに給食調理業務を継続して 12 か月以上にわたり元請けとして完了した実績が 2 契約以上ある者であること。ただし、契約期間が異なるが履行場所が同一の契約は、1 契約と見なす。

7 説明会

(1) 開催日時、場所

本プロポーザルの実施に当たり、下記のとおり説明会を開催する。

日時：平成 30 年 11 月 9 日（金）午後 2 時から

会場：魚沼更生園 会議室（魚沼市十日町 1403 番地 1）

厨房も見学していただきます。

(2) 参加申込み

説明会に参加を希望する場合は、別紙様式 1 「魚沼学園・魚沼更生園給食調理業務委託プロポーザル説明会参加申込書」を提出すること。

申込み期限：平成 30 年 11 月 7 日（水）午後 5 時 15 分必着

申込み先：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、FAX又は電子メール

なお、電子メールで申し込む場合は、件名に「魚沼学園・魚沼更生園給食業務委託説明会参加希望」と記載すること。

8 プロポーザル参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、別紙様式2「魚沼学園・魚沼更生園給食業務委託プロポーザル参加申込書」、別紙様式3「受注実績申告書」及び別紙様式4「会社概要」を提出すること。

申込み期限：平成30年11月15日（木）午後5時15分必着

申込み先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

(2) 参加資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、平成30年11月21日（水）までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

9 本要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本要領の内容について質問がある場合は、別紙様式5「質問書」を提出すること。

受付期間：平成30年11月1日（木）午後1時から平成30年11月12日（月）午後5時15分まで

受付場所：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、FAX又は電子メール

(2) 質問への回答

回答期限：平成30年11月15日（木）まで

方法：随時ホームページ又はFAXで回答する。

10 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書 正本1部、副本7部

(7) 別紙様式6から別紙様式12-2に記載すること。

(4) A4版縦、横書き、左綴じとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(9) 各様式に定めるページ以内で記載すること。

(エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の差替え又は再提出は認めない。

イ 別紙様式13「見積書」及び様式13-2「見積金額内訳書」

正本1部、副本7部

見積りの総額及び内訳について作成し、正本には代表者印を押印すること。

(2)提出期限等

提出期限：平成30年11月30日（金）午後5時15分必着

提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

11 提案書に対する質問等について

提出された提案書に対して確認事項があった場合には、提案者に平成30年12月6日（木）までに確認事項を連絡するので、平成30年12月10日（月）午後5時15分までに郵送又はメールで回答すること。

12 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書の内容に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目 審査の視点 配点

審査項目	審査の視点	配点
様式7 知的障害児者が生活する魚沼学園・魚沼更生園の給食に対する基本的な考え方に関する提案書	魚沼学園・魚沼更生園における給食提供に対する基本的な考え方。「利用者の心身の健全な発育、健康の保持増進及び疾病予防へ配慮した給食」、「食物アレルギーのある利用者に配慮した給食」、「高齢化により摂食・嚥下機能の低下した利用者のための形態を調整した給食」及び「生活の場における楽しみとしての給食」の提供について、提案者が関与できる実現可能な工夫が見られるか。	20
様式8 給食業務実施体制に関する提案書	給食業務が円滑に遂行できる体制であるか。（職員体制、職員研修、職員への指揮命令等）	20
様式9 給食業務の円滑な運営に関する提案書	給食業務が円滑に運営できる対策が取られているか。（非常時の緊急対策、事故防止対策、管理栄養士不在時の臨時的対応など）	10

様式 10 衛生管理に関する提案書	調理室の衛生管理の他、衛生管理に対する本社（支社）の関与がどの程度行われるものであるか。特に大量調理施設における食中毒防止対策（感染症を含む。）が具体的に提案されているか。	10
様式 11 食材調達に関する提案書	地元業者を活かし、国産又は県内産を意識した調達計画、大量調理施設に対応した調達計画となっているか。また、土日、帰省期間等における食数の変動に対応できる内容となっているか。	10
様式 12 引継計画に関する提案書	平成 31 年 4 月 1 日からの業務開始に合わせ、スムーズな引継ぎが行われる内容であるか。	10
様式 13 見積書	予算内であるか。適正な人件費であるか。管理に係る経費の効率化が図られているか。	20
	合計	100

13 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

14 日程

募集公示 平成 30 年 10 月 26 日（金）
説明会参加申込み 平成 30 年 11 月 7 日（水）まで
説明会 平成 30 年 11 月 9 日（金）
参加申込み 平成 30 年 11 月 15 日（木）まで
質問受付 平成 30 年 11 月 1 日（木）から
平成 30 年 11 月 12 日（月）まで
質問に対する回答 平成 30 年 11 月 15 日（木）まで
参加資格の確認結果通知 平成 30 年 11 月 21 日（水）
提案書等提出期限 平成 30 年 11 月 30 日（金）
契約予定日 平成 31 年 4 月 1 日（月）

15 契約の締結

魚沼地区障害福祉組合は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結に向けた協議を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議

の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

16 問合せ先

〒946-0035

新潟県魚沼市十日町 1403 番地 1

魚沼地区障害福祉組合 庶務課 担当：山本

電話番号 025-792-0846

FAX番号 025-792-0756

E-Mail : uogaku@wel.city.uonuma.niigata.jp

17 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、質問等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式 14「魚沼学園・魚沼更生園 給食業務委託プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者